

# 裁判所の権限

(百選「Ⅱ-149」～「Ⅱ-153」)

## 問題 001

裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とするのであって、具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-149)

## 問題 002

最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはない。

**002 解答**：妥当である。(Ⅱ-149)

### 問題 003

わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではなく、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことである。

**003 解答**：妥当である。(Ⅱ－149)

### 問題 004

憲法9条は、主権国として持つ自衛権を否定するものではないが、国連安全保障理事会等の軍事的安全措置等によりわが国の安全平和を保持しようとするもので、他国に安全保障を求めることを許されたものとすることはできない。

**004 解答**：誤り

憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないとした。(Ⅱ－150)

## 問題 005

憲法 9 条にいう戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権を行使し得る戦力をいうものであり、わが国に駐留する外国の軍隊は、ここにいう戦力には該当する。

### 005 解答：誤り

外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないとした。(Ⅱ - 150)

## 問題 006

日米安全保障条約は、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものである。

### 006 解答：妥当である。(Ⅱ - 150)

## 問題 007

米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た日米安全保障条約 3 条の委任の範囲を超えるものであり、国会の承認を経ない右協定は無効である。

### 007 解答：誤り

安保条約 3 条の委任の範囲内であり、協定が国会の承認を経なかったとしても違憲、無効であるとは認められないとした。(Ⅱ - 150)

## 問題 008

国家試験における合格、不合格の判定は、学問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、その試験実施機関の最終判断に委せられるべきものであって、その判断の当否を審査し具体的に法令を適用して、その争いを解決調整できるものとはいえない。

### 008 解答：妥当である。(Ⅱ - 151)

## 問題 009

司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法3条の明定するところであり、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争のことを意味する。

### 009 解答：誤り

一切の法律上の争訟とは、あらゆる法律上の係争という意味ではないとした。(Ⅱ－152)

## 問題 010

自律的な法規範をもつ社会ないし団体にあつては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適當としないものがある。

### 010 解答：妥当である。(Ⅱ－152)

## 問題 011

村議会議員に対する 3 日間の出席停止の懲罰は、単なる内部規律の問題に止まらないから、司法裁判の権限内の事項である。

### 011 解答：誤り

出席停止の懲罰は、単なる内部規律の問題であって、必ずしも司法裁判に服させるのを適当としないとした。  
(Ⅱ - 1 5 2)

## 問題 012

大学は、国公立であると私立であるとを問わず、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は司法審査の対象から除かれるべきものである。

### 012 解答：妥当である。(Ⅱ - 1 5 3)

## 問題 013

大学の単位授与(認定)行為は、一般社会法秩序と直接の関係を有するものであり、裁判所の司法審査に服するものである。

### 013 解答：誤り

大学の単位授与(認定)行為は、他にそれが一般社会法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象にはならないとした。(Ⅱ－153)